

平成29年(行ウ)第232号 損害賠償事件(住民訴訟)

原告 外1名

被告 国分寺市長

平成29年11月28日

東京地方裁判所 民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同

原告第1準備書面

はじめに

原告らは、被告に対し、国分寺市(以下「市」という)が国家賠償法(以下「国賠法」という)1条2項に基づき前市長星野信夫(以下「前市長星野」という)に対し有する求償権を行使することを求めている。

これに対し、被告は、市が前市長星野に対し求償権を有すること自体を争っている。

そこで、本準備書面では、前市長星野がその職務を行うについて違法に訴外浜友観光株式会社(以下「浜友観光」という)及び同島田商事有限会社(以下「島田商事」という。浜友観光と併せて「浜友観光ら」ということもある)に損害を加え、その結果、市は、浜友観光らに対し和解金を支払うに至ったから、市は、前市長星野に対し求償権を有していることを述べる。

第1 本件条例改正の違法性

1 本件における違法性の構造

(1) 浜友観光らが市に対し損害賠償を求めた国家賠償請求訴訟(東京地方裁判所平成20(ワ)第25098号、以下「前訴」という)では、求償権の成立要件として平成18年12月5日に行われた国分寺市立図書館条例(以下「図書館条例」という)の改正(以下「本件条例改正」という)の違法性が争いになった。

すなわち、本件条例改正で、浜友観光は島田商事の所有する建物(以下「本件建物」という)にパチンコ店を出店し(以下「本件出店」という)営業することができなくなり、島田商事はその分の賃料を得られなくなるという損害を被ったが、この条例改正が憲法22条1項、同29条1項で保障された浜友観光らの営業の自由を違法に侵害するものではないか、が争点となった。

前訴判決(東京地方裁判所平成25年7月19日)は、「上記経緯によりされた本件条例改正は、原告ら(原告ら注:浜友観光ら)の営業上の権利を侵害するものであり、原告らに対する関係においては、社会的相当性を逸脱する行為として違法と解するのが相当である。」との判断を示した(甲6, 45頁。下線は原告ら。以下同様)。前訴判決は、本件条例改正は、その改正経緯に鑑み、浜友観光らに対する関係において、国賠法上違法と評価した。しかし、改正条例(平成18年条例第55号)の規定内容が客観的にみて違法であると評価したわけではない。また

反対に条例改正が必要であり、図書館設置に緊急性があったとは判断していない。

前訴判決は、①「本件条例改正は、本件出店を阻止することが、その主たる目的ないし動機であったものと認めることができる」こと、②「本件条例改正当時、パチンコ店やスロット店が既に4店舗存在していたものであり、これらの店舗による営業は容認し、本件出店だけを阻止する合理的理由が存在することをうかがわせる証拠もない」ことから、本件条例改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)及び同法に基づく東京都条例、同条例施行規則(以下風営法と併せて「風営法関連法規」という)の趣旨を逸脱して風営法関連法規の規定を利用し本件出店を阻止したものであり、浜友観光らとの関係において社会的相当性を逸脱する行為として違法であると評価した。

- (2) 原告らも、前訴判決と見解を同じくする。本件条例改正は、①本件出店の阻止を主たる目的ないし動機とし、法の本来の趣旨を逸脱した権限濫用に当たること、②特定事業者を狙い撃ちにした不公正な権限行使であることから、国賠法上違法と評価すべきである。

以下、本件条例改正が本件出店の阻止を主たる目的ないし動機とし、社会的相当性を逸脱する方法でされたこと、浜友観光らを狙い撃ちにした不公正な後追い規制であったことを明らかにし、本件条例改正による出店妨害は、国賠法上違法な職務権限の行使に当たるとを述べる。

2 出店阻止を主たる目的・動機とする条例改正の違法性

- (1) 出店阻止が主たる目的・動機であることを裏付ける事実

ア 本件条例改正の主たる目的が本件出店の阻止にあったことは、本件条例改正の経緯から明らかである。

(ア) 浜友観光と島田商事は、平成18年7月28日島田商事が国分寺駅北口地区第一市街地再開発事業(以下「本件再開発事業」という)の対象地域内に所有する本件建物をパチンコ店の店舗として使用する目的で賃貸借契約を結んだ。

(イ) 同年9月6日開かれた市議会本会議(第3回定例会第4日)において、上記賃貸借契約に基づく本件出店について見解を求められた前市長星野は、「権利床にさらに遊技場がふえるということになりますと、北口再開発事業の実施のための条件がさらに厳しいものになるということは十分考えられることとございます。」と本件出店により本件再開発事業の実施が厳しくなるとの認識を示し、再開発事業を推進するうえから本件出店に反対する意向を表明した(乙5, 1頁)。しかし、本店出店により再開発事業がとん挫する可能性があるとの主張を裏付ける明確な根拠は示されなかった。

(ウ) さらに同年9月14日の市議会国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会(以下「整備特別委」という)において、風営法に基づきパチンコ店に営業許可を与える東京都公安委員会と十分協議すれば、本件出店を阻止できるので努力するよう求めた議員の質問に対し、前市長星野は「この問題については相当の危機感を持って委員とある意味似た認識を持っております。今後、東京都あるいは関係機関とも十分協議してですね、法の範囲内でできる限りの対応をしまいいりまして、北口再開発が推進できるように、全力を尽くしてまいりたいと考えております。」と再開発事業を推進するため本件出店を阻止する必要があるとし、風営法を含め本件出店を阻止するため法の許す限りの対応をとることを約束した(乙6, 20頁)。

(エ)市は、前市長星野が出席し、本件出店が本件再開発事業に与える影響などを説明するため、同年10月16日から同年10月27日までの間、法人会、連合町会、商工会、商店連合会などを対象に5回説明会を開いた。一部の出席者からは再開発ビルにパチンコ店が増えることへ懸念が示され、市に対し本件出店を阻止するよう求める声が出たが、強く反対するといえるものではなかった。

これに対し、前市長星野は、「権利者のビルにおける配置を調整することで対応する」と再開発ビル内の配置の調整で本件出店に対応する旨の方針を示しながら、他方で都市計画法53条に基づいて建物建築の許可権限を持つ東京都知事に対し、本件出店が本件再開発事業を推進するうえ認められないので不許可を要望する旨の意見書を提出する考えを表明した(甲11乃至15)。

(オ)浜友観光は、当初本件建物を増床し、パチンコ店を営業する計画であった。しかし、市から、都から都市計画法53条の照会があったときには不許可要望の意見書を出すと意向を告げられ、市町村が反対した場合に都が許可を出した例はないとの説明を受けた。

そこで、浜友観光は、増床せず現存建物の用途変更だけなら都市計画法上の許可が不要であるので、増床方針を撤回し現床面積で営業することにし、同年11月29日その方針を市に伝えた。

(カ)一方、市は、浜友観光が増床して営業を始めるとの前提で出店阻止の対策を進めてきた。しかし、同年11月2日の整備特別委において、議員から増床せず平屋で営業するということになった場合、阻止する方法はあるのかと追及され、担当課長が「こういう改築の場合、許可ということになります。この都市計画法と建築基準法。あとはやるとしますと、風営法とこの3点になるとおもいます。」と本件出店を阻止する手段として風営法の利用があることを明らかにした(乙8、12頁)。前市長星野も、「今後とも全庁的に私自身が先頭に立ってしっかり進めてまいりたいと、このように考えております。」と答弁した(乙8、16頁)。市長部局内部で風営法の仕組みを利用した出店阻止措置の検討が進んでおり、前市長星野は、その先頭に立って対抗措置を講ずる決意であることを表明した。

(キ)風営法関連法規の規定では、図書館の敷地から50メートル以内でパチンコ店を営業できないことになっているところ、市長部局は、本件建物と隣接して市が所有していた旧UFJ銀行支店の建物(以下「旧UFJ建物」という)に本多図書館の駅前分館(以下「本件図書館」という)を設置し、風営法関連法規の規定を利用して、本件出店を阻止する検討を始めた。

旧UFJ建物の活用方法として、本件図書館を設置する検討に当たった樋口満雄市政策部長(当時、以下「樋口氏」という)は、前証人尋問で、前市長星野から同年8月7日に本件出店計画を聞き、図書館設置の検討を始めた同年9月初旬には本件出店計画を知っていたこと、旧UFJ建物に図書館を設置すれば、風営法関連法規の仕組みでパチンコ店が出店できなくなることを承知していたことを証言している(甲16、10～11頁)。

市は、本件出店計画を知った直後から、本件図書館を設置すれば、パチンコ店の出店を阻止できることを念頭に置いて旧UFJ建物の活用策を検討した。

(ク)市政策部は、同年11月21日付で「旧UFJ銀行の活用の充実について」(一部修正)との書面をまとめ修正し、旧UFJ建物に図書館を設置することを提言した。書面の最

終頁には「活用策による事業効果」との項目があり、その中で「仮に旧UFJ銀行1階部分に、図書館が条例で設置された場合は、結果として、その隣接地には、雀荘・パチンコ店などの営業を阻止できる効果がある。この対応によって市民の期待に応えるべきであるとの考えにいたった。」と本件図書館の設置によって本店出店を阻止するという図書館設置の目的が明確に述べられていた(乙7の2)。

(ケ)もともと「旧UFJ銀行の活用の充実について」との報告書は、同年11月15日付で作成され(乙7の1)、上記の「活用策による事業効果」という項目は、同年11月21日付の書面で一部修正として追加されたものである(同)。

追加の理由について、樋口氏は、前証人尋問において「あえて9ページを付け加えたのは、それを表に逆に出さないと、無用の誤解を招くおそれがあるという判断から、この点についてはその市民の、あるいは議会の情報公開への対応としてきちんと説明しておいた方がいいだろうということから、この9ページについては付け加えるという判断に至ったということであります。」(甲16、12～13頁)と証言している。

本件出店を阻止できる効果があることをあえて明らかにしたのは、その効果に触れずに本件図書館の設置を提言した場合、そのような重要な事項を秘匿した市の意図について疑惑を招き、浜友観光らからの訴訟提起のリスクが高まるとの判断に基づく、いわばリスク回避策であると推認できる。

この当時、市は外部の有識者や複数の弁護士に対し、図書館を設置し、風営法の仕組みを利用して本件出店を阻止した場合の訴訟リスクについて意見を聴取している(甲17)。このことは、前市長星野をはじめ市長部局が風営法を利用した出店阻止措置には違法の疑いがあると認識していたことを示している。

(コ)当時市長部局で条例立案の責任者であった樋口氏は、自己のブログ「満雄(manyuu漫遊)メッセージ

(以下「樋口ブログ」という)において、本件条例改正の裏話を以下のように生々しく語っている(甲18)。なお、本ブログは、Amazoneで電子出版された。

「この建物(原告注:旧UFJ建物のこと)の1階奥の部分をもどのように活用するかを模索中であった。その一つに本多図書館の駅前分館とした「IT図書館」の発想があった。蔵書だけの図書館ではなく、インターネット検索などを中心とした図書館であり、地域資料や市民の情報交流の場にしたいとの考えもあった。急いで報告書をまとめた。「旧UFJ銀行施設の活用について」である。報告書最後の記述には、図書館の分館を整備することで、隣接する地域には、風俗営業(パチンコ店など)が規制されることも付け加えた。

この建物に隣接してバザールK(原告注:本件建物)があったので、議会、権利者、関係団体、世論を反映し、パチンコ店出店を結果的に阻止できるのではないかとの見通しがあった。報告書が完成し、庁内調整に入った。市長も含め、この方法しかないとの内部意思決定をした。

しかし、後追いのパチンコ店出店阻止であるから、訴訟リスクがあることも事実である。過去の判例も検討材料となった。また、市の顧問弁護士及び専門家などの意見を聞いたが、対応についての意見の違いもあった。

法的リスクを軽減するためには①出店阻止の合理的理由を全面に出す。②出店阻止ではなく、図書館の必要性を全面に出し結果として出店できなくする。どちらの方法が良いかは、確定的な結論が出なかったように記憶している。私は、

どちらにしろ、法的リスクはあると考えていた。そして、国分寺駅北口再開発事業が事実上不可能になることが、行政運営上最大のリスクだと考えていた。説明の方法はどちらでもよいと考えていたが、「旧UFJ銀行施設の有効活用について」の報告書をまとめた立場から、図書館分館の必要性があり、結果としてパチンコ店出店を阻止できると説明し、議会の答弁もこの考え方を通した。

この記述から、①旧UFJ建物に図書館を設置するのは本件出店を阻止するための後追い措置であることを政策立案者が認識していたこと、②市長を含めて、本件出店を阻止する方法はこれしかないとして内部の意思決定をしたこと、③図書館設置が必要であり、結果として本件出店が阻止できるとの説明を貫いたことが分かる。

(サ)市は、浜友観光から増床方針を撤回し現床面積で営業するとの通告を受けると、直ちに図書館条例を改正し、旧UFJ建物に図書館を設置する作業を急ぐことにした。増床を行わないなら、都市計画法の許可は必要ではなく、建築確認さえ取れば、年内にも開店できる。同年12月定例会市議会(以下「12月議会」という)で図書館条例を改正しなければ、浜友観光が本件建物でパチンコ店の営業を始めてしまう、との判断に基づくものである。

(シ)図書館の設置は、地方自治法244条の2第1項で条例により定めなければならない、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)29条で、教育に関する条例や予算などの議案を作成するには教育委員会の意見をきくことが義務付けられている。

そこで、前市長星野は、同年11月22日市教育委員会(以下「市教委」という)に対し、本件図書館の設置に必要な条例の改正案とそれに伴う補正予算案について、意見を求めた。

ところが、同年11月24日開かれた市教委の定例委員会では、「どうの中身のものをつくろうとかがえているのか。もう少し内容を説明していただかないと判断できない。」との意見が出て、委員長が「中身が十分でなく急な話なので、継続審議でお願いしたいと思うがいかがか。」と審議をまとめ、意見表明議案は全員一致で継続審議となった(乙9)

(ス)前記の樋口ブログは、その経緯について、以下のように述べている。

「本多図書館分館の設置に向けて、その具体的手順の検討に着手した。図書館は教育委員会の所管であるので、分館の具体的設計・機能、必要な予算の検討とともに、図書館条例の改正の検討を教育委員が行うこととなった。私の役割は、「旧UFJ銀行の活用について」の報告書を整理するとともに、平成18年12月議会への対応を模索した。図書館条例の改正が先行しなければ意味がない。一方で、パチンコ店出店の建築確認申請(用途変更)、まちづくり条例協議などが先行し風営法の出店許可が下りれば、再開発事業はどうにもならない状況に追い込まれる。そんな危機感があった。

教育委員会の検討が進み報告があった。分館の具体的設計・機能、必要な予算の検討は進んだが、図書館条例の改正について教育委員長の理解が得られないという報告があった。教育委員会の所管事項について条例改正をする場合は、教育委員会の決定をもって、市長が議案を提案する仕組みになっている。つまり、教育委員会の決定が無ければ、市長は条例改正議

案を議会に提案できないのである。

まずは、教育委員会開催の当日、開催前の30分間で、図書館条例改正の必要性について説明することになった。そして、この案の「言い出しっぺ」である私が説明することになった。教育委員5人に非公式会議で、図書館条例改正の必要性を説明した。国分寺駅北口再開発の方向性がかかっていることも強調した。しかし、当時の教育委員長は弁護士であり、パチンコ店出店阻止を目的とする後追いの対応であり、法的リスクの懸念があることから、条例改正案を決定せず、継続審議とした。平成18年11月24日午前中の事である。

当日の午後、再度庁内会議が開かれた。せっかく良い方法で進むかと思っただにもかかわらず、図書館条例の改正は教育委員会の決定という壁にぶち当たったのである。

(甲18)

このブログから、市長部局主導で市教委に賛同を求める働きかけが行われたこと、弁護士である教育委員長が本件条例改正が本件出店の阻止を目的とする後追い措置であることについて法的リスクを懸念し慎重に対処したことが分かる。

(セ) 同年11月24日午前の市教委で本件条例改正案と関連補正予算案について意見を述べる議案が継続審議となったため、前市長星野が企図した図書館条例を改正して本件図書館を設置し、本件出店を阻止するという措置は行き詰った。

しかし、地教行法29条は、地方公共団体の長が議会の議決を経るべき教育に関する議案を作成するときには、教育委員会の意見をきくことを義務付けているが、議員提案で条例改正を行う場合には、教育委員会の意見聴取を義務付けていない。

そこで前市長星野ら幹部は、同年11月24日午後の庁内会議で、議員提案により12月議会で本件条例の改正を実現する方針を決めた。この方針にしたがい、助役が議会に働きかけることになり、同日中に議会の了解を取り付けた。

(ソ) 樋口ブログは、同年11月24日の庁内会議で議員提案による本条例改正を実現する考えが浮上し、その方針が決定され、その方針に基づいて議会工作が行われた経緯を詳しく述べている。

「庁内会議は、重苦しい空気に包まれ、沈黙が続いた。教育長も出席していたが、良い案は浮かばなかった。

私が発言するしかなかった。発言の趣旨は「条例改正の議案提出権限は、市長だけではなく、議員提案という方法もあるのではないか。市長の予算権を侵害しない範囲であれば、議会の提案で条例改正できる。これは合法的な方法ではないか」であった。この考えの背景には、地方自治法、地教行法の規定の関係とともに、議会には、政策集団としての役割があるという佐々木信夫(中央大学教授)氏の著書に学んだことがあった。この際、市議会もパチンコ店出店に反対しているのだから、一役買ってもらう必要があると思ったことも事実である。

また、道は開けたのである。議会には、当時、東京都から派遣されていた鈴木隆夫助役が話をすることとなった。市議会は、7月以降の質疑で、パチンコ店出店を反対していることから、この方法はうまくいくのではないかと思った。この日は金曜日であった。仕事が終了し図書館条例改正の見通しもついたので、市

役所前の居酒屋に飲みに行った。午後7時位だったと思う。鈴木助役から電話があった。そして、月曜日までにやるべき仕事の指示を受けた。またしても「言い出しっぺ」がやらなければならないのか。こんな気持ちにもなったが、国分寺市のためだからと納得しつつ、もう一杯…。

(甲18)

樋口ブログの記述は、前市長星野らは、市教委の抵抗でいったん頓挫した12月議会での条例改正を議員提案で地教行法の規定を潜り抜け実現することを決め、実行したことを物語っている。

(夕)前市長星野は、同年11月30日の市議会本会議(12月議会第1日)において、本件図書館の設置によって本件出店を阻止することを考え、市教委に図書館条例の改正と関連補正予算の検討を依頼したところ、継続審議となり、浜友観光から軽微な改装で出店するとの連絡があったので短期間のうちに出店が可能になる旨の報告を行い、「事は急を要するということで早急な対応が必要であるという考えを持っております。」との認識を示した。そのうえで、「議員各位におかれましても、ぜひこういう方向について御理解と御支援を賜りたいと心よりお願い申し上げます。」(乙10)と議会に対し、図書館設置による出店阻止という方針に賛同し、その方針を実現するため議員提案により必要な条例の改正を行うよう促した。

既に助役による議員提案による図書館条例を改正する根回し工作が行われていた、と推測され、議員らは、前市長星野の求めた「御理解と御支援」の趣旨を了知していた。

本件条例改正案の提案者となった横田美郎議員(議会運営委員会委員長)は、前訴の証人尋問で次のように答えている。

「議員に市長は何かお願いしているんですけれども、何をお願いされたと思いましたか。

市長の方針を応援してもらいたいという感じのものです。

応援するというのは、具体的にどういうことですか。

…結局ここに書いてあるように…条例を作成するということだと思います。」(甲24、15頁)

(チ)翌12月1日の市議会本会議(12月議会第2日)で、議員から前市長星野の示した方針について、「私はその方向を了としたいと思います。」と支持する意見が出た(乙11)。

(ツ)同日夕、議会各会派及び無所属議員の代表者会議が急きょ開かれた。須崎宏議長は、「事は急を要する。早急な対応が必要である。」旨の前市長星野の意見表明を受けて、「議会でも再開発を計画どおり進めなくてはならないという立場からですね、パチンコ店の出店等により影響を考慮し、何らかの対応をする必要があるのではないかと」「図書館の設置についてですね、条例を議員提案することについて、ご協議いただきたいということでお集まりいただきましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。」と議員提案で図書館条例を改正することについて各会派の意見を求めた(甲19)。

代表者会議では、図書館条例を議員提案で改正することに異議がないことが確認され、提案理由についても、細かな字句の修正を除いて原案どおりとすることが了承された。もともと市民から図書館設置を求める要望があったという議員の指摘について、

議会事務局長が「それをどなたかが発言して。」「本会議でのアライバイというか、そういう議論を積み重ねると。（「はい」と発言する者あり）そういうことで、いかがでしょうか。（「はい」と発言する者あり）」と議論をまとめた（同）。

会議の最後に前市長星野が呼び込まれ、議員提案で条例を改正した場合、必要な予算措置を講ずるか、確認を求められた。前市長星野は、「必要な予算については提案させていただきたい。」と約束した（同）。議会としては、予算案の提出は市長の権限に属するところ、条例を改正した後、市長が確実に条例を施行するために必要な予算措置を講ずることを約束させ、確認したものと見える。

ここにおいて、前市長星野と議会各会派及び無所属議員の代表者との間で、図書館条例を改正して旧UFJ建物に本件図書館を設置し、本件出店を阻止するとの共同意思が成立した。

- (テ) 同年12月5日の市議会本会議(12月議会第4日)に、議会の各会派代表者を提案者とする図書館条例改正案が提出された。

提案理由の中で、横田美郎議員は、「市長表明を受け、市議会としても、早急な対応が必要であるとの判断に至りました。」「市議会としては、旧バザールKへのパチンコ店出店に関しては明確に反対の立場を表明するものであります。」「結果として風営法及び東京都の関係条例の規定により、事実上、パチンコ店出店の対抗措置がとれるとの市長判断に関しましては、国分寺市議会としても同様の立場をとるものであります。したがって、民意を反映する役割を持つ国分寺市議会は、市長の提案を待たず、この事業を総体的、早急に推進すべきものとの判断から、本議案を提案するものであります。」と述べ、前市長星野の判断に賛同し、パチンコ店出店への対抗措置として、図書館条例を改正する旨の説明を行った(乙12、16頁)。

関連予算案の提出について意見を求められた前市長星野は、「本議案は私の考え方と全く同じ立場に立つものでございますので、この議案が可決された後、図書館設置のための補正予算案を提案させていただきます。」と答弁した(同、16頁)。

- (ツ) 図書館条例を改正する議案は、全会一致で可決された。

イ 本件条例改正の主たる目的・動機が本件出店の阻止にあったことを前市長星野や議員、市長部局の幹部が自認している。

- (ア) 前市長星野は、平成18年12月20日島田商事の代表者、同代理人弁護士らと面談し、要旨次のように述べた(甲20、4～5頁)。

- ① 本件出店を阻止する方法として、図書館を駅前に作るという考え方が浮上した。
- ② 事業者から見れば後迫的な措置という批判はあるが、顧問弁護士らは事業者にとっても不利ではないという判断であった。
- ③ 11月の市教委定例委員会に図書館条例の改正をお願いしたら、継続審議となった。
- ④ 12月の市教委定例会を待ってはられない切迫した状況だったので、市議会が議員提案で条例を改正した。

島田商事は、これまで本件再開発事業に協力してきたので、前市長星野としても、道義上直接説明する必要があると考えたものと推測されるが、本件条例改正の目的が本件出店阻止にあったことを明言した。

- (イ) 前市長星野は、本件図書館の開設当日の平成19年2月20日朝日新聞記者に対し、「今回は、分館の開設で規制できる」と述べたうえで、「駅前を国分寺にふさわし

いものにするため、有効な規制方法を考えたい」と、今後パチンコ店の出店規制に他の方策を検討する考えを示した(甲21)。この記事は、前市長星野が本件出店について、本件図書館開設が出店阻止のためであり、これにより阻止したことを認めたことを示すものである。

(ウ) 条例改正の提案者である横田美郎議員は、提案理由として、①図書館の必要性、②旧UFJ建物の有効活用、③本件出店阻止、を挙げたが、議員提案での条例改正に踏み切ったのは、「市長表明を受け、市議会としても、早急な対応が必要であるとの判断に至りました。」と条例改正が市長表明を受け、本件出店阻止への早急な対応を迫られたからであることを明言した(乙12)。

(エ) 本件条例改正の市長部局のキーマンであった樋口氏は、ブログの中で、「パチンコ店出店阻止のために図書館分館を設置するという発想と、星野市長の最終政策判断がなかったら、国分寺駅北口再開発の現在の姿はなかったのではないかと確信するのである。」と本件出店阻止のため条例改正が行われ、それが前市長星野の決断であったことを明言している(甲18)。

(2) 風営法関連法規の仕組みを出店阻止に利用した違法性

ア 上述のように、本件条例改正は、図書館の敷地から50メートル以内ではパチンコの営業が認められないという風営法関連法規の仕組みを利用して、本件出店を阻止することを主たる目的・動機とするものであった。

風営法関連法規が図書館の敷地から50メートル以内の風俗営業を禁止した趣旨は、図書館施設の近隣地域内において良好な風俗環境を保全することにある。

ところが、特定の業者がパチンコ店の出店を計画すると、その出店を阻止するため、出店予定建物の50メートル以内に図書館を設置して営業をなし得ない状態を作り出し、その出店を阻止するのは、風営法関連法規が予定していない後追い規制であって権限の濫用である。

このような条例改正は、判例の判断基準からみて、国賠法上違法と評価すべきである。

イ 判例の違法性判断基準と効果

(ア) 判例(最判昭和53年5月26日民集32巻3号689頁)は、個室付浴場の開業を阻止することを主たる目的として知事が行った児童遊園設置認可処分について、「原審の認定した右事実関係のもとにおいては、本件児童遊園設置認可処分は行政権の著しい濫用によるものとして違法であり、かつ、右認可処分とこれを前提としてされた本件営業停止処分によって被上告人が被った損害との間には相当因果関係があると解するのが相当であるから、被上告人の本訴損害賠償請求はこれを認容すべきである。」との判断を示している(下線部は原告ら)。

ところで、原審である仙台高等裁判所判決(昭和49年7月8日行集25巻7号833頁)が認定した事実関係とは、本件児童遊園は児童福祉施設としての基準に適合しており、本件認可処分それ自体としては違法ということはできないが、個室付浴場営業を阻止するという目的をもって、間接的な手段を用いて営業をなし得ない状態を作り出すべく、本件児童遊園の児童福祉施設への昇格という方策を案出した、というものである。この事実認定に基づき、高裁判決は、個室付浴場の営業を阻止、禁止することを直接

の動機、主たる目的としているから行政権の著しい濫用と評価しなければならない、と判断した。

(イ)判例の判断枠組みでは、①営業阻止を直接の動機、主たる目的として、②間接的な手段を用いて営業をなし得ない状態を作り出し、③風俗営業店の営業を阻止した行政の行為は、著しい権限濫用であり、違法と評価されることになる。

ウ 本件条例改正の違法性

(ア)本件条例改正は、本件出店阻止を主たる目的として、風営法関連法規の仕組みを利用して風俗営業店が出店でき得ない状態を作り出し、本件出店を阻止したことは明白であり、著しい権限の濫用として、違法と評価すべきである。

(イ)よって、本件条例改正は、浜友観光らとの関係においては、違法となる。

3 社会的相当性を逸脱する手続で改正したことの違法性

(1)社会的相当性を逸脱した改正手続

ア 本件条例改正は、当初市長提案の議案として12月議会に提出されることになっていた。ところが、平成18年11月24日開かれた市教委で条例改正案と補正予算案に対する意見表明が継続審議となったため、地教行法29条の規定により市長提案の議案としては、提出ができなくなった。そこで、急きょ同条の適用のない議員提案によって改正された。

一方本件図書館設置に必要な補正予算案の提出は、市長の専権であるため市教委の意見聴取が必要だが、教育長が専決処分として提出を認めた。

イ 国分寺市立図書館条例1条は、「市民の文化、教養などの向上に資するため」市立図書館を設置すると定めており、市民の文化、教養などの向上に資することが図書館設置の目的とされている。

図書館条例改正の提案理由によると、本件図書館の設置は、国分寺駅北口周辺の住民の図書館を利用する利便性を高め、IT技術を活用して市民の多様な要望に応え、もって市民の文化、教養などの向上に資することにあるとされている(乙12)。

このような提案理由から考えると、図書館を管理する市教委の意見聴取は必須であり、市教委が「中身が十分でなく急な話なので、継続審議でお願いしたい」と述べているのに、それを無視して議員提案で図書館条例を改正し、本館図書館を急いで設置する合理的な理由は全く見当たらない。

ウ 本件条例改正の提案理由を説明した横田議員によると、市議会は、平成18年3月図書館協議会条例を制定し、この条例に基づいてより利用者の立場に立った図書館行政が進められていた(乙12)。ところが、本件図書館の設置について、図書館協議会に諮る手続が採られていない。

エ 本件条例改正後の平成18年12月26日に開かれた市教委では、市教委の意見を聴取せずに図書館条例を改正し、教育長の専決処分という手続で補正予算を議決したことに対し、各委員から「手続き上の問題だが、これからはこういうことがないようにしていただきたい。」、「今後は緊急であっても、それぞれの手続は、組織として大事な部分があるので、できる限りそれに沿うような形を整えていただきたい」といった強い批判が出た(甲22)。

エ 地教行法23条が地方公共団体の設置する図書館を教育委員会の管理に委ねた趣旨は、「地域の実情に応じた教育の振興」を図る見地から(1条の2)、「人格が高潔で、

教育、学術及び文化に関し識見を有する」とされる教育委員(4条1項)の意見を図書館の設置、運営に反映させるためである。

市が図書館協議会を設置したのも、より利用者の立場に立った図書館行政を進めるためである。

継続審議を求める市教委の意向を無視して市教委の管理する図書館の設置について市教委の意見表明の機会を奪って議員提案による本件条例改正を急いだ行為は、地教行法の制度の趣旨を踏みにじるものであり、著しく社会的相当性を欠く。図書館協議会に諮らずに本件図書館を設置する条例改正を行ったのは、市の行政手続きを無視するものであり、専横の極みである。

(2) 社会的相当性を逸脱した違法性

ア 本件条例改正の手続を総体で見ると、公立図書館の適正な運営を担保する各法令の趣旨を無視し、社会的相当性を逸脱している。緊急に図書館条例を改正する必要がある、直ちに図書館条例を改正しなければ市民生活や行政運営に重大な損害が生ずる虞が高いという特段の事情が存在しないかぎり、本件条例改正は、比例原則に違背したとして違法になる。

イ 本件条例改正は、図書館配置の地域的バランスを図り、IT技術を利用した図書館サービスの充実を図ることを理由としていた。

このような理由から考えると、平成18年11月30日から開かれた12月議会で緊急に条例を改正し本件図書館を設置しなければならない必要は、さらさらなかった。12月議会で議員提案により図書館条例改正案を成立させ、図書館配置バランスを図り、IT技術を図書館に取り入れなければ、市民生活と行政運営に重大な損害が生ずる虞も全くなかった。

ウ 12月議会で本件条例を改正したのは、年内にも営業開始が予想された本件出店を阻止するために必要であったからである。さらに、前市長星野及び市議会は、12月市議会で図書館条例を改正し、本件出店を阻止しなければ、本件都市再開発事業の推進に重大な支障が出ると考えたからである。

しかし、特定のパチンコ店の出店を阻止する目的で図書館条例を改正したのは、本来考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して権限を行使したものであり、権限濫用以外のなにものでもない。

さらに、本件出店が本件再開発事業の推進に重大な支障が出ることは、何ら客観的事実に基づいて証明されていない。

エ 平成18年12月5日に図書館条例を緊急に改正する必要性も緊急性もないのに社会的相当性を逸脱した手続で行った本件条例改正は、図書館配置の地域的バランスを図り、IT技術の活用で多様な需要にこたえるという本件図書館の設置目的と取った手続・手段との間の均衡を著しく失っており、権限濫用として浜友観光らとの関係においては、違法となる。

4 不公正な後追い規制の違法性

(1) 不公正な狙い撃ち規制

ア 本件建物のある地域内でパチンコ店を開店することは、風営法関連法規で禁止されていない。しかし、本件建物は再開発事業の対象地域内に存在するので都市計画法53条により、建築物の建築について、都知事の許可を必要とした。

市は、平成18年11月2日の市議会国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会において、都に対して再開発事業の推進に支障が出るので許可しないしてほしい旨要望する意見書を提出する意思決定をしていることを明らかにした(乙8、1頁)。

さらに、浜友観光が都市計画法の許可が不要な軽微な改装で出店する方針に転ずると、風営法関連法規の規定を利用して本件出店を阻止する方策を立て、市教委の権限を侵害するとの批判を受けかねない議員提案により図書館条例を改正し、開業を不可能にした。

イ ところが、再開発事業対象地域内でパチンコ店「ニューモナコ」を経営していた株式会社東海企画が平成17年に自店に隣接する土地約30坪を購入しパチンコ店を大幅に増築した際には、市は、全く何の規制にも動かなかつた。東海企画が東京都に出した増築の許可申請に対し、市は、不許可を要望する意見書を提出せず、東海企画は、同年10月11日付で都市計画法53条に基づく建築許可を受けた(甲23)。

ウ 市が本件出店に反対するのは、再開発事業の推進に重大な支障が出るからであるとしている。市が再開発事業の推進を阻害する事情として挙げたのは、①多大な補償費が必要になる、②権利変換手続を含めて権利者対応が難しくなる、③再開発ビル内でパチンコ店の割合が高くなり過ぎ、再開発ビルの価値が下がるということであった(乙10)。

しかし、「ニューモナコ」が大幅増築すれば、その分だけパチンコやスロットマシンの設置台数は増加する。これは、市の主張にしたがえば、補償費を増大させる。床面積の増大に伴って権利者の調整を困難にさせ、再開発ビルの保留床の処分に支障をきたす。周辺の風俗環境を悪化させ、イメージダウンから再開発ビルの価値を低下させるはずである。

エ 既存業者のパチンコ店舗増築は黙認し、本件出店に対しては、あらゆる措置を講じて阻止するという対応は、あまりに不公平であり、狙い撃ち規制といわざるを得ない。

(2) 平等原則違反

ア 同じ条件、状況にある者は、等しく扱わなければならないとする平等原則(憲法14条)は、公権力行使の大原則である。特定の事業者を狙い撃ちにして事業活動に制約を課すのは、平等原則に違反し、その行為は無効である。

イ 本件出店と「ニューモナコ」増築とは、同じ本件都市再開発事業対象地域内での計画である。時間的にも極めて近接している。したがって、本件出店と「モナコ」増築を別異に扱うべき合理的な理由は見いだせない。

前者については、たまたま本件建物に隣接して市有の建物が存在したことを奇貨として、ここに図書館を設置し風営法関連法規の仕組みを利用して出店を阻止し、後者については、市の主張にしたがえば再開発事業の推進に重大な支障をきたすはずであるのにこれを容認したのは、明らかに差別的な取り扱いである。

このような市の対抗は、平等原則に反する。

ウ よって、本件条例改正は、不当な差別的取り扱いを受けた浜友観光らとの関係では、違法となる。

5 小括

以上の述べたように、本件条例改正は、浜友観光らとの関係においては、違法と解すべきである。

第2 前市長の職務上の義務違反

1 本件における「公権力の行使」

- (1) 国又は公共団体が国民に対し、国賠法上の賠償責任を負うのは、「公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたとき」と解される(最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁)。

すなわち、①公権力を行使する公務員が、②職務を行うについて、個別の国民に負う職務上の法的義務に違反し、③当該国民に損害を与えることが、国賠法に基づき国及び公共団体が賠償責任を負う要件である。

- (2) 本件条例改正によって、浜友観光は、本件土地でパチンコ店を営業する自由を奪われ、島田商事は、本件土地についてパチンコ店を目的として賃貸する自由を奪われ、損害を被った。

- (3) 本件条例改正は、議員提案に基づき市議会の議決によるものである。しかし、本件土地に隣接する市有建物に図書館を設置し風営法関連法規の仕組みを利用して本件出店を阻止するという手法を発案し、市教委の継続審議の方針を無視して議員提案を働き掛け、必要な予算措置を講じて図書館設置の財政基盤を整えたのは前市長星野である。

すなわち、前市長星野は、本件出店を阻止する対抗措置を検討してきたが、図書館条例改正案を市長提案で提出することを市教委の抵抗で阻まれると、議員提案として提出し議決することを市議会に働きかけ、条例の可決自体には違法性はないという議員らと意を通じて条例改正を全会一致で成立させた。このような本件条例改正に向け前市長星野及び市議会が取った一連の行為は、一体の共同行為を構成し、それが浜友観光らの営業の自由を侵害したのである。したがって、本件条例改正に向け前市長星野と市議会が取った共同行為が浜友観光らに対する「公権力の行使」に当たる。

そこで、本件条例改正に向け前市長星野と市議会が共同行為を行ったことについて述べ、次にその中で前市長星野が主導的な役割を果たしたことを明らかにする。

2 条例改正に向けた前市長星野と市議会の共同行為

(1) 風営法利用による出店阻止の立案

- ア 前市長星野は、平成18年8月7日島田商事からの報告で本件出店計画を知ると、同年9月6日の市議会本会議で本件出店により権利床にさらに遊技場が増えると再開発事業の実施が厳しくなるとの認識を示し、本件出店に反対する意向を示した(乙5、1頁)。

市議会からも「あそこにパチンコ店の出店を認めざるを得ないという姿勢は断固容認できません。」(星文明議員)と前市長星野の背中を押す意見が出た(乙5、5頁)。

- イ 平成18年9月14日の整備特別委では、風営法でパチンコ店の許可権限を持つ東京都公安委員会との協議に努力するよう求める議員の意見があり、前市長星野は、東京都あるいは関係機関と十分協議して法の範囲内でできる限りの対応を取る旨答弁した(乙6、20頁)。

前市長星野の述べた「法の範囲内でできる限りの対応」には、風営法関連法規を利用した出店阻止措置も当然含まれていた。

立案責任者の樋口氏は、前訴証人尋問で、同年9月初旬本件出店計画を前提として旧UFJ建物の活用策の検討を始め、図書館を設置すれば、風営法関連法規の規定

により本件出店を阻止できることを承知していたと証言しており、同年9月の時点で、風営法を利用した出店阻止措置の検討が内部で進んでいたことは明らかである。

(2) 市長提案による条例改正の挫折

ア 平成18年11月15日(同月21日一部修正)パチンコ店などの営業を阻止できる効果がある図書館を設置すべきである旨の「旧UFJ銀行の活用の充実について」と題する書面が完成した。

この書面に基づいて、本件図書館を設置することについて内部調整が行われ、前市長星野を含め、本店出店を阻止するには、この方法しかないとの意思決定をした(甲18)

イ 前市長星野は、11月22日市教委に対し、図書館条例改正に必要な意見の表明を求めた。しかし、同月24日午前開かれた市教委は、継続審議とした。

この結果、12月議会に本件図書館を設置する図書館条例改正案と補正予算案を提出し議決を得るとの前市長星野の目論見は外れた。

(3) 議員提案による条例改正で議会の内諾

ア 市長提案により12月議会で本件条例改正を行うことが困難になったので、前市長星野は、11月24日夕の庁内会議で議員提案により条例改正案を提出し議決を得る方針を決め、市議会の協力を求めるため鈴木隆夫助役が議会への根回し工作を進めた(甲18)。

イ 樋口ブログは、この間の事情について、「午後7時位だったと思う。鈴木助役から電話があった。そして、月曜日までにやるべき仕事に指示を受けた。」(甲18)と述べている。同日午後の庁内会議で議員提案による条例改正に向けて議会工作を任された鈴木助役から、条例改正事務の責任者であった樋口氏が週明けの月曜日までに仕上げるべき仕事の指示を受けたということは、議員提案による条例改正について市議会の内諾を得て議決の見通しが立ったことを意味する。

ウ 本件出店計画が明らかになってから、市議会では、あらゆる方法を駆使して本件出店を阻止すべきであるとの意見が繰り返し述べられた。市が開いた各種団体への説明会でも、出店阻止に市の対応を求める要望が相次いだ。このような議会内の意見、市民の声を背景にして、前市長星野と議会有力者との間で、議員提案により図書館条例を改正し、本件図書館を設置するとの意思の連絡が成立した。

(4) 条例改正への共同行為

ア 平成18年11月30日から始まった12月市議会の第1日目、前市長星野は、「こういう検討経過を踏まえまして有効活用策を具体化したのが今申し上げた図書館の設置であります。これによって旧バザールKへのパチンコ店出店を阻止していきたいと考えております。」と本件図書館設置で本件出店を阻止する基本的な方針を表明した(乙10、13頁)。

そのうえで、「事は急を要するというので早急な対応が必要である」と議員の危機感を煽ったうえ、「議員各位に多かれおかれまして、ぜひこういった方向について御理解と御支援を賜りたいと心よりお願い申し上げます。」と議員提案により条例を改正するという前市長星野の呼びかけに応ずるよう求めた。

すでに議会有力者との間では、議員提案による条例改正について、意思の合致があったが、それでも条例改正案の議決のカギを握る各議員に対して、議場から強く賛同を慫慂した。

イ 風営法関連法規の仕組みを利用して本件出店を阻止する手法には、出店を拒まれることになる浜友観光らから訴訟を提起されるのではないかという懸念があった。そこで、前市長星野に続いて登壇した鈴木助役は、顧問弁護士2名と中央大の行政専門の教授に意見を求めた結果として、「議会の中で、公の場で議論をきちんとしていただくということの手続を経れば市の施策の適法性は担保される」との見解を紹介し、議員の懸念する訴訟リスクを払しょくすることに努めた。

ウ 前市長星野の意向を受け、12月1日夕の各会派及び無所属の代表者会議が急遽開かれ、図書館条例を議員提案で改正することが異議なく確認された(甲19)。

最後に必要な予算措置を講ずることの確認を求められた前市長星野は、本件図書館の設置に必要な補正予算を市議会に提出することを約束した。

これによって、前市長星野と各会派及び無所属の代表者を介して各議員との間で、本件出店を阻止するため緊急の対応が必要であるとの共通認識の下に、図書館条例改正案を議員提案として提出し、議決するとの共同意思が成立した。

この共同意思に基づき、議会運営委員長及び各会派の代表者が提案者となって、図書館条例改正案が市議会に提出され、全会一致で可決された。

(5) 共同行為の法的評価

ア 地方公共団体の条例を制定し、改廃する権能は、議会が有している(地方自治法96条1項1号)。しかし、各議員が他者と共同意思の下に条例の制定・改廃を行い、その条例制定・改廃行為が特定の者との関係で違法と評価された場合、各議員と当該他者の行為は、故意又は過失及び損害との因果関係が認められれば、共同不法行為を構成する。

イ 本件において、前市長星野と市議会の各議員は、風営法関連法規の仕組みを利用して本件出店を阻止することを主たる目的とする図書館条例改正案を議員提案で議会に提出し議決するとの共同意思の下に、条例改正案を市議会に提出し、議決した。第1で述べたように、本件条例改正は、浜友観光らとの関係では、違法と評価すべきである。のちに述べるように、前市長星野及び各議員には故意又は過失があり、本件条例改正により浜友観光らはパチンコ店の営業を妨げられるという損害を被ったから、前市長星野と各議員の行為は、共同不法行為を構成する。

3 共同行為における前市長星野の主導的役割

(1) 本件条例改正は前市長星野と市議会委議員全員の共同行為として行われたものである。

その共同行為の中で、前市長星野は、主導的な役割を果たした。

ア 前市長星野は、島田商事から本件土地へのパチンコ店出店計画について通告を受けると、議会において出店阻止の意向を表明し、都市計画法の建築許可手続に則り、出店を阻止する方策を模索した。

イ 前市長星野は、浜友観光が都市計画の許可が不要な方法で出店する方針に転換すると、風営法関連法規の仕組みを利用して出店を阻止するため、12月定例議会で図書館条例を改正することで市長部局内部の意思決定を行った。

ウ 前市長星野は、市教委の抵抗で市長提案による図書館条例の改正が困難になると、議員提案により条例改正を図る方針を決定し、助役に市議会幹部に対しこの方針に賛同するよう働き掛けることを指示し、市議会の同意を取り付けた。

エ 前市長星野は、12月議会、冒頭事態は急迫しており、図書館条例を改正し本件出店を阻止する必要があると各議員に議員提案による条例改正を呼び掛け、条例施行に必要な予算措置を講ずることを約束した。

オ このように、前市長星野は、風営法関連法規の仕組みを利用した出店阻止措置を政策に乗せ、議員提案による条例改正を提唱し、各議員に賛同するよう慫慂し、共同意思を形成した。

コ 前市長星野は、本件出店を阻止する措置について、「今後とも全庁的に私自身が先頭に立ってしっかり進めてまいりたい」と固い決意を述べている(乙8、16頁)。

前市長星野の側近として政策推進を支えてきた樋口氏は、本件出店を阻止するにあたって前市長星野の果たした役割について、ブログで以下のように評価している。

「パチンコ店出店阻止のために図書館分館を設置するという発想と、星野市長の最終政策判断がなかったら、国分寺駅北口再開発の現在の姿はなかったのではないかと確信するのである。」(甲18)

4 前市長星野の職務上の義務の違背

(1) 前市長星野は、浜友観光らとの関係では、職務を行うについて浜友観光らの営業の自由を侵害してはならないという職務上の法的義務を負っていた。

(2) ところが、各議員との共同行為で本件条例を改正し、浜友観光が計画していたパチンコ店の営業を不可能にし、浜友観光らの営業の自由を侵害した。

(3) 本件出店阻止を主たる目的・動機として、著しく社会的相当性を逸脱した手続を用い、平等原則に違反して行った本件条例改正は違法であるから、議員との共同行為を主導して本件条例改正を行った前市長星野は、浜友観光らに対し、職務上負っている法的義務に違背したといえる。

5 小括

よって、前市長星野は、職務を行うについて、浜友観光らに対し負っている職務上の義務に違背した。

第3 故意又は重過失の存在

1 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、その損害を賠償する責任がある(国賠法1条1項)。

前市長星野は、本件条例改正によって職務上の義務に違背し、浜友観光のパチンコ店出店を阻害し、営業の自由を侵害して損害を加えた。前市長星野には、浜友観光らに損害を加えることにつき故意があった。よって、市は、浜友観光らに対し、損害を賠償する責任がある。その理由は、以下のとおりである。

(1) 不法行為における故意とは、「一定の結果の発生と、それが違法であることを認識しながらあえて行う心理状態」をいうと解される(東京高判昭和45年8月1日下民集21巻7・8号1099頁)。

(2) 前市長星野は、浜友観光のパチンコ店出店を阻止することを主たる目的・動機として本件条例を改正する共同行為を行ったのであるから、出店を阻止された浜友観光及びパチンコ店として使用することを目的として浜友観光と本件建物につき賃貸借契約を結んだ島田商事に損害が発生することを当然認識していた。

- (3) 前市長星野は、本件出店を阻止する条例改正を行って出店を阻止することが違法であることについても認識を有していた。
本件条例改正が、浜友観光のパチンコ店開店を狙い撃ちにした後追い規制であり、違法と判断されるリスクがあることは、前市長星野をはじめ、この阻止措置を検討した市幹部の共通認識であった。
弁護士である市教委委員長が図書館条例を改正する議案について、意見表明をすることを継続審議にしたのは、法的リスクを懸念したからである(甲18)。
だからこそ、前市長星野は、顧問弁護士や外部に有識者に法的見解を求め、訴訟リスクを回避する助言を求めたのである。しかし、風営法関連法規の仕組みを利用する出店阻止の対抗措置について、明確に適法であるとの見解を述べる法律専門家はいなかった(甲17)
- (4) 本件条例改正は、憲法で保障された特定の業者の営業の自由を狙い撃ちで制約する後追い規制であるから、慎重な判断が求められるところ、前市長星野は、法律専門家の見解を逆手に取り、規制が違法と判断されないためのアリバイ作りに利用した。
前市長星野は、公務員として適正な法の運用に努めるのではなく、法の裏をかく方策の探求を続けたのであるから、懲罰的損害賠償にも値する確信犯的な故意があったことは間違いない。
- (5) 仮に故意がないとしても、法律専門家からイエローカードを渡されれば、当然注意深く判断すべきであるのに、本件出店阻止という目的のためわずかな注意さえ払おうとしなかったから、少なくとも重過失はある。
- 2 よって、前市長星野は、故意又は過失によって浜友観光らに損害を加えたから、市は浜友らに対し損害を賠償する責めを任ずるに至ったのである。
前訴判決は、適正にもそのように判断した。

第4 求償権の存在

- 1 公権力を行使する公務員が、その職務を行うについて故意又は重過失により他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、当該公務員に求償権を有する(国賠法1条2項)。
- 2 前述のように、前市長星野には、その職務を行うについて故意又は重過失があった。
- 3 よって、市は、前市長星野に対して、市が浜友観光らに対し支払った4億5100万円及びこれに対する平成26年5月23日から支払い済みまで年5分の割合による金銭について求償権を有している。 以上